

広島県告示第九十五号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人 中山整形外科医院	広島市東区中山東一丁目五番八号	平成二五年二月一四日	更新
シラネ外科胃腸科	広島市安芸区中野東一丁目二一番一九号	平成二五年二月一四日	更新
医療法人社団 柚木外科医院	福山市神辺町大字川北九五四番地の四	平成二五年二月一四日	更新